

令和 8 年度

直轄農業水利施設放射性物質対策事業

請戸川地区放射性物質モニタリング調査業務

現 場 説 明 書

東 北 農 政 局

1. 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

2. 作業条件等について

本業務における作業条件等については、別紙2のとおりとしている。

なお、標準歩掛に定められていない見積歩掛は、別紙3に示すとおりであり、実態調査を行うので業務完成時に別紙4に必要事項を記入のうえ、監督職員に提出すること。

3. 打合せについて

本業務の積算基地は「福島市」で考えている。

打合せに要する日数は0.5日/回+往復移動日数0.5日/回を計上しており、着手前・中間・最終・幹事会の打合せ場所は「仙台市」、委員会の打合せ場所は「東京都23区内」で考えている。また、職種は主任技師、技師(A)を4回、技師(A)、技師(B)を1回計上している。

4. 外業に係る安全費について

外業作業員に対する安全費として、次のとおり計上しており、数量については、作業実態に基づき変更することで考えている。

項目	単価	数量	備考
ゴム手袋	30円/組	146組	1人/1日当たり1組として算定
防塵マスク	81円/組	146組	1人/1日当たり1組として算定 捕集効率80%以上
個人線量計	166円/日	146日	リース

5. 放射性物質濃度等調査について

(1) 分析費用について

放射性物質濃度等の分析に要する費用は以下のとおり考えており、一括計上としている。

①貯水池内の水質、底質調査

測定対象	測定項目	金額	備考
水質	S S	2,100円/検体	
	放射性物質 セシウム134 セシウム137	29,500円/検体	検出下限値 0.1Bq/L
水質 (0.45μmのフィルターでろ過した水)	放射性物質 セシウム134 セシウム137	39,300円/検体	検出下限値 0.1Bq/L
底質	試料調製	6,600円/検体	

底質	土の含水比試験	1,800 円/検体	
	土の粒度試験（沈降分析）	14,000 円/検体	
	土粒子の密度試験	6,470 円/検体	
	放射性物質 セシウム 134 セシウム 137	12,000 円/検体	検出下限値 10Bq/kg

②ダム流入放流水調査、請戸川地区内の水質調査

1) 定期調査

測定項目	内 容	金 額	備 考
水質分析	S S	2,100 円/検体	
水質分析	ろ過・濃縮	22,600 円/検体	
水質分析	懸濁態セシウム 137 測定	36,000 円/検体	検出下限値 0.01Bq/L
水質分析	溶存態セシウム 137 測定	45,000 円/検体	検出下限値 0.01Bq/L

2) 増水時調査

測定対象	測定項目	金 額	備 考
水質	濁度	820 円/検体	
	S S	2,100 円/検体	
	放射性物質 セシウム 137	10,000 円/検体	検出下限値 1 Bq/L

(2) 採水器具費等について

調査に要する機材等に要する費用は以下のとおり考えており、それ以外の調査機材等の費用は調査に係る資機材費等を含めている。

項 目	賃料・損料	計上日数	備 考
水温計	160 円/台・日	4,428 台・日	バッテリー内蔵
電磁流速計	3,720 円/台・日	984 台・日	バッテリー含む
濁度水温計	3,650 円/台・日	984 台・日	バッテリー含む
GPS 測位器	1,030 円/台・日	11 台・日	延べ 11 地点

6. 地震・津波・原子力発電所事故等の対策について

本業務の外業中における地震・津波・原子力発電所事故等の緊急時における避難態勢を構築すること。(避難の教育・訓練等) なお、特に海岸付近の作業においては救命胴衣等の着用に努めること。

7. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別紙 1

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「東北農政局政府保管有価証券取扱主任官総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井春信」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

2. 低入札価格調査基準の適用について

本業務は、低入札価格調査の対象業務となることから、低入札基準に該当した場合は書面による調査回答を求める。

別紙2 作業条件等

作業項目	作業条件等	数量	備考
【測量作業】	工種区分：測量業務（一般）		
1. 貯水池内の水質、底質調査			
(1) 定期調査			
① 取水口		12回	見積歩掛
② 湖心部		4回	見積歩掛
2. ダム流入放流水調査			
(1) 定期調査			
① 採水		36回	見積歩掛
(2) 増水時調査			
① 機器設置・撤去		3地点	見積歩掛
② 増水時連続採水		12回	見積歩掛
(3) データ収集	水質監視装置のデータ収集		
① 水位・水温、雨量データ収集		2地点	見積歩掛
② 濁度データ収集		3地点	見積歩掛
3. 貯水池内の水温等調査			
(1) 水温調査		3地点	
(内訳)・水温連続観測		(3地点)	
・水温計損料	バッテリー内蔵	(1,476台・日 /1地点当り)	見積単価
・GPS測位器損料		(1台・日 /1地点当り)	見積単価
(2) 流向・流速調査		4地点	
(内訳)・流速連続観測		(4地点)	
・電磁流速計損料	バッテリー損料含む	(246台・日 /1地点当り)	見積単価
・GPS測位器損料		(1台・日 /1地点当り)	見積単価
(3) 濁度調査		4地点	
(内訳)・濁度・水温連続観測		(4地点)	
・濁度・水温計損料	バッテリー損料含む	(246台・日 /1地点当り)	見積単価
・GPS測位器損料		(1台・日 /1地点当り)	見積単価
4. 神戸川地区内の水質調査			
(1) 定期調査			
① 採水	1回/地点（延べ9回）	9回	見積歩掛
(2) 増水時調査			
① 機器設置・撤去	2地点	2地点	見積歩掛
② 増水時連続採水	4回/地点（延べ8回）	8回	見積歩掛
※ 特殊勤務手当	帰還困難区域（4時間以上/日）	146人	標準単価
※ 旅費交通費（測量外業日帰用）	交通機関区分：ライトバン、使用日数：53日、時間区分（往復）：4時間	1式	標準歩掛
※ 分析費（一括計上）	水質分析（放射性物質濃度、ろ過・濃縮）、 底質分析（試料調整、放射性物質濃度）	1検体当り	見積単価
	SS、含水率、粒度分布、土粒子密度、濁度	1検体当り	公表単価
【設計作業】	工種区分：実施設計以外		
1. 準備作業		1式	見積歩掛
2. 調査結果整理等		1式	見積歩掛
3. 委員会資料及び報告書作成		1式	見積歩掛
※ 打合せ（設計業務基準日額）			
着手前・最終・幹事会・委員会	一般工種、設計用主任技師人数：1.00人、設計用技師(A)人数：1.00人、打合せ日数：0.5日、往復移動日数：0.5日	4回	標準歩掛
中間	一般工種、設計用技師(A)人数：1.00人、設計用技師(B)人数：1.00人、打合せ日数：0.5日、往復移動日数：0.5日	1回	標準歩掛
※ 旅費交通費（設計）			
着手前・最終・中間・幹事会	一般工種、通勤により打合せ、一般交通機関、高速バス、往復移動距離区分：100km≤L（100km以上）	4回	標準歩掛
委員会	一般工種、通勤により打合せ、一般交通機関、新幹線、往復移動距離区分：100km≤L（100km以上）	1回	標準歩掛
※ 電子納品版業務報告書作成	1部、A-4、1000枚、10cm、0枚(GDは電子成果品で計上)	1式	標準歩掛
※ 直接経費（電子成果品作成費）		1式	標準歩掛

見積歩掛は別紙3に示すとおり。

別紙3 見積歩掛

【測量作業】

作業項目	単位	職 種 (人)						備 考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	普通作業員	
1. 貯水池内の水質、底質調査								
(1) 定期調査								
①取水口	回	1.0	2.0	2.0				1回当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 50%)						
②湖心部	回	0.5	1.5	1.5				1回当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 50%)						
2. ダム流入放流水調査								
(1) 定期調査								
①採水	回		0.3	0.3	0.3			1地点1回当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 30%)						
(2) 増水時調査								
①機器設置・撤去	地点		1.2	1.2				1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 30%)						
②増水時連続採水	回		0.4	0.4	0.4			1地点1回当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 30%)						
(3) データ収集								
①水位・水温、雨量データ収集	地点			3.6	3.6			1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 10%)						
②濁度データ収集	地点			2.4	2.4			1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 10%)						
3. 貯水池内の水温等調査								
(1) 水温調査	地点		0.9	3.0	2.7			1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 5%)						
(2) 流向・流速調査	地点		0.9	3.0	2.7			1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 5%)						
(3) 濁度調査	地点		0.9	3.0	2.7			1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 5%)						
4. 請戸川地区内の水質調査								
(1) 定期調査								
①採水	回		0.5	0.5	0.5			1地点1回当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 30%)						
(2) 増水時調査								
①機器設置・撤去	地点		2.4	2.4				1地点当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 30%)						
②増水時連続採水	回		0.6	0.6	0.6			1地点1回当たり
		資機材費 (上記直接人件費計の 30%)						

【設計作業】

作業項目	単位	職 種 (人)					備 考
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
1. 準備作業	式	2.0	5.0	6.0	6.0		1式当たり
2. 調査結果整理等	式	2.0	8.0	22.0	22.0	18.0	1式当たり
3. 委員会資料及び報告書作成	式	3.0	6.0	8.0	8.0	6.0	1式当たり

【資器材損料】

資器材	単位	単価 (円)	備 考
1) 水温計	台・日	160	バッテリー含む
2) 電磁流速計	台・日	3,720	バッテリー含む
3) 濁度水温計	台・日	3,650	バッテリー含む
4) GPS測位器	台・日	1,030	

別紙 4

見積歩掛実態調査票

1. 調査目的

本調査は、本業務に関する作業歩掛の実態を把握し、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2. 概要

発注者	局名	
	担当部署	
	業務名	
	担当者名	
受注者	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

作業項目	作業内容	歩掛（発注者記載）						歩掛（受注者記載）					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
合計													

4. 歩掛に差異が生じた理由（発注者記入）

5. 歩掛に差異が生じた理由（受注者記入）